［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１－１、２－１及び３（３）の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１－１及び２－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１－１及び２－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１－１、２－１及び３（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１－１、１－２、２－１及び２－２、第３表の１、２、３及び４、第４表の１、２、３及び４並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び２－２並びに第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１、２、３及び４並びに第４表の１、２、３及び４については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１及び２の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（５－３、５－６及び５－７を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１及び２の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１から第５表の４の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「（ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。第６表の２は、「（ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。第６表の３は、「（ヘ）の理由」が「(ホ）の理由」と同様になる場合には、「（ホ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の４は、「（チ）の理由」が「(ト）の理由」と同様になる場合には、「（ト）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

(1)　報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

19　貨客輸送事業者認定第１表から第３表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。

20　貨客輸送事業者認定第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

21　貨客輸送事業者認定第１表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

22　貨客輸送事業者認定第２表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

23　貨客輸送事業者認定第３表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

(1)　報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

24　貨客輸送事業者認定第３表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第十四中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第134条第１項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第138条第１項」に改める。

様式第十五記載要領中「第134条第４項」を「第138条第４項」に改める。

様式第十六中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第135条第１項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第139条第１項」に改める。

様式第十七記載要領中「第134条第４項」を「第138条第４項」に改める。

様式第十八中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令」に改める。

様式第十九記載要領中「第135条第３項」を「第139条第３項」に改める。